

建設業者（福岡県知事許可）の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応として

建設業法における「決算終了後の変更届」の郵送受付を実施します

新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項に定める決算終了後の変更届に係る郵送受付を実施します。

郵送による書類提出の注意点

- ・書類は、レターパックプラス等の信書が送付可能で、かつ対面渡しとなる方法にて送付してください。また、返信用として、送付先記入済のレターパックプラス専用封筒（520円）を同封してください。
- ・届出書は、原本（1部）及び副本（1部）が必要です。
- ・書類の内容について確認の連絡をする場合がありますので、日中連絡がつく電話番号を記載してください。また、コピーを取っておく等、提出書類の内容が分かるようにしておいてください。
- ・窓口での申請よりも副本の交付に時間がかかることとなりますのでご了承ください。
- ・「決算終了後の変更届」以外の各種申請等書類は、これまでどおり窓口持参をお願いします。

※ 決算終了後の変更届について（福岡県ホームページ）

必要書類の様式についても掲載しておりますのでご確認ください。

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensegugyoukyoago.html>

書類送付先

主たる営業所（本店）の所在地を管轄する県土整備事務所